

会議傍聴者の遵守事項

- ①傍聴者は、傍聴人受付簿に住所、氏名等を記入しなければならない。
- ②会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ③会議の会場において携帯電話などの通信機器は使用しないこと。
- ④会議の会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した場合はこの限りではない。
- ⑤プラカード、ビラ、旗、楽器及び拡声器等を持ち込んではないこと。
- ⑥喫煙はしないこと。
- ⑦前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

※傍聴者が前各号に規定する事項に違反したときは、審議会等の長が注意し、なお、これに従わないときは退場を命ずることがあります。